

地方消費税（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度河内町一般会計決算における地方消費税（社会保障財源化分）の用途については、以下のとおりです。

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）

68,980 千円

(単位：千円)

区分	事業名	事業費	財源内訳				
			特定財源		一般財源		
			国 支 出 金	県 支 出 金	その他	うち地方消費税交付金の社会保障財源化分	
社会保険	国民健康保険	63,055	43,341		0	19,714	2,696
	介護保険	341,456	302,179		0	39,277	5,372
	後期高齢者医療	158,380	21,744		0	136,636	18,687
社会福祉	児童福祉	343,245	91,378		8,370	243,497	33,304
	老人福祉	6,062		0	0	6,062	829
	障害者福祉	8,769	7,287		0	1,482	203
	医療福祉	41,266	18,120		0	23,146	3,166
保健衛生	保健総務	12,053		0	0	12,053	1,648
	母子健康指導	3,221	191		0	3,030	414
	疾病予防	13,789		0	0	13,789	1,886
	健康づくり	5,670		0	0	5,670	775
合計		996,966	484,240		8,370	504,356	68,980

※事務費及び人件費は事業費から除外しています。